

報 道 発 表

令和 3 年 11 月 10 日
財 務 省

令和 2 事務年度の関税等脱税事件に係る犯則調査の結果

財務省は、令和 2 事務年度(令和 2 年 7 月から令和 3 年 6 月までの 1 年間)に、全国の税関が行った輸入品に対する関税及び内国消費税^(注1)(以下「関税等」という。)に係る犯則事件の調査(犯則調査)^(注2)の結果をまとめましたのでお知らせします。

1. 関税等の脱税事件に対して全国の税関が行った犯則調査の結果、令和 2 事務年度に処分(検察官への告発^(注3)又は税関長による通告処分^(注4))した件数は 36 件(前事務年度比 13%)、脱税額は、総額で約 4 億 5 千万円(前事務年度比 99%)となりました。
2. 主な処分事例としては、眼鏡、日用雑貨等の低価申告による関税等脱税事件がありました。(脱税額約 3 億 2,647 万円)
3. 処分した事件のうち、金地金^(注5)の密輸事件が 20 件(前事務年度比 10%)、その脱税額は総額で約 9 千万円(前事務年度比 25%)となりました。
4. 金地金の主な処分事例としては、航空貨物により金地金約 120kg の消費税等脱税事件がありました。(脱税額約 4,386 万円)

(注 1)内国消費税:輸入貨物に課される消費税、酒税、たばこ税等の間接税をいいます。

(注 2)犯 則 調 査:犯則事件について、証拠を発見・収集し、犯則事実の有無及び犯則者を確定させるための手続きであり、告発又は通告処分を終局の目標として行う調査です。

(注 3)告 発:犯則調査の結果、その情状が懲役刑に相当するとき、又は以下に示す通告処分を履行する資力が
ないとき等に、検察官に告発し、刑事手続に移行するものです。

(注 4)通 告 処 分:犯則調査の結果、その情状が罰金刑に相当するときに、税関長がその罰金に相当する金額の納付
を求める行政処分です。なお、犯則者がこれに応じないときは検察官に告発することになります。

(注 5)金 地 金:金地金には、金塊に加えて一部加工された金製品も含まれます。

【別添 1】関税等脱税事件に係る犯則調査の状況

【別添 2】令和 2 事務年度における告発事例

【連絡・問合せ先】

財務省関税局調査課 代表 03-3581-4111
(内線) 5389

関税等脱税事件に係る犯則調査の状況

	平成28 事務年度	平成29 事務年度	平成30 事務年度	令和元 事務年度	令和2 事務年度	前事務 年度比
処分件数	561(467)	841(720)	536(404)	271(199)	36(20)	13%(10%)
告発件数	12(10)	33(28)	12(10)	9(7)	4(2)	44%(29%)
通告件数	549(457)	808(692)	524(394)	262(192)	32(18)	12%(9%)

(注) 処分件数は事件単位の件数(括弧内の数値は金地金の件数を示す。)となります。

(万円)

		平成28 事務年度	平成29 事務年度	平成30 事務年度	令和元 事務年度	令和2 事務年度	前事務 年度比	
脱 税 額	告発分	関税	4,388	10,309	—	2,580	14,798	574%
		内国消費税	14,813	36,250	40,147	7,870	25,980	330%
		合計	19,201	46,560	40,147	10,450	40,777	390%
	通告分	関税	1,531	870	984	955	351	37%
		内国消費税	76,005	125,019	64,692	33,774	3,705	11%
		合計	77,536	125,890	65,676	34,730	4,056	12%
	総額	関税	5,920	11,180	984	3,536	15,149	428%
		内国消費税	90,818	161,270	104,840	41,644	29,685	71%
		合計	96,738	172,450	105,823	45,180	44,833	99%

(注) 各税目の1万円未満は四捨五入していることから、各税目を合算しても、合計の数値と一致しない場合があります。

品目別処分実績

(万円)

品目	平成28 事務年度		平成29 事務年度		平成30 事務年度		令和元 事務年度		令和2 事務年度	
	件数	脱税額	件数	脱税額	件数	脱税額	件数	脱税額	件数	脱税額
金地金	467	87,361	720	150,389	404	96,004	199	36,071	20	8,913
たばこ	54	603	82	779	89	949	33	344	5	418
腕時計	10	648	14	1,341	19	1,547	24	1,996	4	294
バッグ類	23	959	7	280	11	671	8	150	7	2,499
アクセサリー類	3	44	9	312	4	97	8	316	3	14
衣類	4	6,987	1	1,701	2	17	4	4,780	3	40
化粧品	4	16	3	28	1	1	—	—	2	0
食品・酒	—	—	7	7,449	2	0	1	0	—	—
その他	5	120	10	10,172	13	6,537	11	1,522	5	32,653
合計	570	96,738	853	172,451	545	105,823	288	45,179	49	44,831

(注1) 本表は品目ごとに集計し直したものであり、一事件で複数の品目にわたる場合もあることから、各事務年度の処分件数及び脱税額とは一致しない場合があります。

(注2) 脱税額の表記について、「0」とは5,000円未満の場合を示し、「—」とは全く無い場合を示します。

令和2事務年度における告発事例

輸入事後調査を端緒とした脱税事件の告発事例

事例1.

眼鏡や日用雑貨等を輸入する際に、本来申告すべき価格よりも低い価格で輸入申告を行い、関税等約3億2,647万円を不正に免れていた事案について、犯則者A及び犯則会社Bを告発しました。

事例2.

合成皮革製靴を輸入する際に、本来申告すべき価格よりも低い価格で輸入申告を行い、関税等約1,937万円を不正に免れていた事案について、犯則者C及び犯則会社Dを告発しました。

金地金脱税事件の告発事例

事例3.

犯則者Eらが、中国から航空貨物により、金地金約120kgを税関長の許可を受けことなく輸入しようとし、消費税等約4,386万円を不正に免れようとした事案を告発しました。



事例4.

犯則者Fらが、香港から航空貨物により、金地金約30kgを税関長の許可を受けことなく輸入しようとし、消費税等約1,806万円を不正に免れようとした事案を告発しました。

